

東かがわ市広報紙広告掲載基準

1 規格等

- (1) 広告枠の大きさは、縦4.5cm、横9.0cmとする。
- (2) 刷り色は、原則として原色をベースに使用しない。
- (3) 掲載場所は、原則として裏表紙又は行事予定表の下段とする。
- (4) 使用する文字は、原則として広告中は10ポイント以上50ポイント以内とする。
ただし、注釈やキャプションについては、10ポイント未満も可とするが、最小でも6ポイント以上とする。38ポイント以上の文字をスミで処理する場合は、スミベタとせず、スミアミ80%程度をかけることとする。
- (5) 漢字、音訓、仮名遣い、送り仮名、カタカナ表記及びローマ字のつづり方は、原則として次の内閣告示等に準じる。
 - ア 常用漢字表（昭和56年内閣告示）
 - イ 現代仮名遣い（昭和61年内閣告示）
 - ウ 送り仮名の付け方（昭和48年内閣告示）
 - エ ローマ字のつづり方（昭和29年内閣告示）
 - オ 外来語の表記（平成3年内閣告示）
 - カ 最新用字用語ブック（第5版）（時事通信社編）
- (6) 広告枠の罫線は、1.4ポイント、色は、黒の囲み罫とする。
- (7) 広報紙を切り取り割引券として使えるような広告の掲載は承認しない。
- (8) 市は、広告掲載の位置を変更することができる。

2 掲載する広告の範囲

- (1) 掲載する広告は、広報紙の性格上、その品性を害さないイメージ広告が望ましいが、商品の広告、売買の広告なども可とする。
- (2) 掲載する広告は、特定の業者に不利益を与えない中立性のあるものにする。
- (3) 同一号において、同一商品の広告を複数掲載してはならない。

3 広告掲載申込者の事業継続期間

- (1) 広告掲載申込者は、原則として1年以上継続して、その事業を営んでいなければならない。ただし、国、政府関係機関及び地方公共団体並びにこれらに類するものは除く。
- (2) 事業継続の期間が1年未満の広告掲載申込者については、会社概要等を提出し、市が認めた場合は掲載することができる。

4 広告取扱事業者の業務

広告取扱事業者は、この基準、東かがわ市広告事業実施要綱（平成18年東かがわ市告示第110号）、東かがわ市広告事業実施基準（平成18年東かがわ市訓令第20号）、東かがわ市広報紙広告取扱要領（平成18年東かがわ市訓令第21号）及び各種法令に基づき、広告掲載申込者を募集及び選定し、掲載しようとする広告の東かがわ市有料広告事業申込書と原稿及びそれに伴う資料（以下「原稿等」という。）を市長に提出し承認を受けるほか、東かがわ市広告事業実施要綱及び東かがわ市広報紙広告取扱要領等に定める業務を行うものとする。

5 広告原稿等の提出及び広告掲載の承認等

- (1) 広告掲載申込者は広告取扱事業者に申し込み等を行うものとする。その後の修正等広告掲載に関する事項についても同様とする。
- (2) 広告取扱事業者は、市の掲載号の広報編集会議の1日前までに市に広告原稿等

を提出するものとする。

- (3) 市は、前項の規定により提出された原稿等をこの基準、東かがわ市広告事業実施要綱、東かがわ市広告事業実施基準及び各種法令に基づき審査し、その広告掲載について承認又は不承認とするものとする。
- (4) 市は、前項の審査により、提出された原稿等の修正を指示できるものとする。
- (5) 広告取扱事業者は、原稿等の修正の指示を受けたものについて、指定された日までに必要な修正を行った上で再提出し、市の再審査を受けるものとする。
- (6) 広告取扱事業者は、広告の掲載を不承認とされた原稿等について、誠意をもって広告掲載申込者に通知するものとする。
- (7) 広告取扱事業者は、承認を受けた広告の原稿等について、指定された日までに、完全原稿（CD-Rデータ等）として、市に提出するものとする。

6 広告料金の納付

- (1) 広告取扱事業者は、契約金額のうち市が指定する金額を市が指定する納期限までに市に納入する。
- (2) 広告取扱事業者は、広報紙の広告スペースの全てに掲載する広告が埋まらなくても、前号の広告料金を納付しなければならない。

7 この規準に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この基準は、平成18年10月 1日から摘要する。